# 第6 自殺対策の推進について (自殺対策推進室)

# 1 自殺対策の状況等について

# (1) 自殺の概況

警察庁の自殺統計では、我が国の自殺者数は、1998(平成10)年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていたが、2012(平成24)年に15年ぶりに3万人を下回った。また2010年(平成22年)以降、8年連続で減少しており、2017(平成29)年は2万1,321人となっている。

しかし、いまだに2万人以上の方が「自殺」という形で亡くなっており、 人口10万人当たりの自殺者数は16.8と先進諸国の中でも高いという深刻な 状況である。

# (2) 自殺対策の状況

ア 地域レベルの実践的な取組への支援の強化

2016(平成28)年3月の自殺対策基本法の改正により、各自治体に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が義務付けられた。

自殺の状況や自殺対策の理解を深め、地域での自殺対策の取組促進のためには市町村長のリーダーシップが重要であることから、2016 (平成 28)年から全国の市町村長 (トップ)を対象に、都道府県単位で「地域自殺対策トップセミナー」を開催し、2018 (平成 30)年までに 47 都道府県すべての地域で実施することができた。

また、自殺総合対策推進センターは、ブロック研修や地域自殺対策推進センターに対する研修を通して、各市町村が地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定を円滑にできるよう支援している。

### イ SNSを活用した相談事業の実践的研究

2017 (平成 29) 年 10 月に発覚した座間市の事件を受けて、厚生労働省では、SNS等を活用した相談対応を強化するため、広く若者一般を対象とするSNSによる相談事業を 2018 (平成 30) 年 3 月の「自殺対策強化

月間」から開始した。その事業の実施状況について、有識者を交えた検証をしながら、相談支援のノウハウを集約したガイドラインの作成等に取り組んでいる。

# 2 今後の自殺対策について

(1) 自殺対策計画等の策定と地域レベルでの自殺対策の取組

都道府県においては 2017 (平成 29) 年度中に、市町村においては 2018 (平成 30) 年度中に、新たに自殺対策計画の策定又は当該計画の見直しをお願いしてきたが、先般の災害などの状況も踏まえ、2018 (平成 30) 年度中の策定又は見直しが困難な都道府県・市町村においては、遅くとも 2019 (平成 31)年度までに策定又は見直ししていただくようお願いする。その際、計画策定の手引や地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策政策パッケージ等を活用し、地域の実態等に応じた計画策定を進めていただくようお願いする。

また、地域自殺対策強化交付金について、限られた予算をより効果的・効率的に活用していくため、平成31年度の事業内容や交付率の見直しを行っている。特に、地域特性を踏まえて重点的に取り組む「地域特性重点特化事業」については、自治体における事前・事後評価を十分に行っていただいた上で、事業内容をご検討いただきたい。

今後は、策定された計画に基づき、対策の実効が上がるよう、PDCA サイクルの徹底が重要であり、地域自殺対策推進センターが、自殺総合対策推進センターの支援を受けつつ、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして機能するようご尽力をお願いするとともに、全国的に効果的な対策を推進していく観点から、自殺総合対策推進センターへの好事例等の報告等のご協力をお願いしたい。

併せて、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専 任職員の配置や、専任部署の設置等について積極的にご検討いただき、自殺 対策を地域づくりとして総合的に推進していただくようお願いする。

(2)若者の自殺対策の推進(SNSを活用した相談の効果的な実施体制の検討等)

10歳代後半から30歳代までの死因の第一位が自殺である等、若者の自殺は特に深刻な状況にある。

SNSを活用した相談は、特に若者世代などで人とコミュニケーションをとるのが苦手な人などに対するニーズは確実に存在する一方で、限られた文字情報でのやり取りとなるため、相談者の状況を把握しにくいことや相談者の悩みを解決するためのリアルな世界での支援の必要性といった課題がある。2019(平成31)年度は、ガイドラインの活用により、相談対応の質を向上させるとともに、より多くの相談に応じられるよう、可能な限り相談体制の拡充も図っていく。

また、SNSを活用した相談を今後の相談インフラの重要な柱の一つとして発展させるためには、地域の社会資源への円滑なつなぎを実現する必要があり、本年度後半のSNS事業の実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関との連携についてお願いしている。2019(平成31)年度は、モデル事業を実施し、SNS相談から具体的な支援につなげる場合を含め、若者が悩みを気軽に話せる居場所の整備、地域の適切な社会資源につなぐための仕組みを検討する予定である。管内市町村において、モデル事業の実施について積極的にご検討いただけるよう、ご配意をお願いする。

さらに、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ「SOSの出し方に関する教育」を推進していくことが重要であり、地域自殺対策政策パッケージでも、ナショナル・ミニマムとして全国的に実施されることが望ましい基本パッケージの一つとして位置づけられている。学校と地域の専門家との間での協力・連携関係の構築等、地域生活課題の解決に資するものでもあり、教育委員会等と連携し、積極的な取組をお願いする。

# 第7 成年後見制度の利用促進について

# (1) 現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。

※ 認知症高齢者は平成 24 年に 462 万人、平成 37 年には約 700 万人となる見込み。一方、成年 後見制度の利用者数は平成 29 年 12 月末時点で約 21 万人。

このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)」(議員立法)が成立し、同年5月に施行したところである。

また、平成29年3月に同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(計画期間は29~33年度の5年間。以下「基本計画」という。)が閣議決定されたところであり、今後の施策の目標として

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

を掲げ、関係省庁や裁判所、地方公共団体、関係機関が連携して、基本計画に定める平成33年度までの工程表を踏まえて、施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。

厚生労働省では、基本計画に基づき、全国どの地域においても成年後見制度が必要な 人が制度を利用できるよう、各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの 中核機関の整備や、市町村計画の策定を推進していくこととしている。

このため、

- ・「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き(平成 29 年度老人保健健康増進等事業(実施主体:公益社団法人日本社会福祉士会))」を 作成・周知
- ・市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用について、平成30年度か

ら普通交付税措置 3,069 千円 (標準団体 10 万人規模)

・市町村職員等を対象とするセミナーの開催、ニュースレターの発行等を通じた自治 体への体制整備の働きかけ

など、中核機関の整備や市町村計画の策定の取組を推進しているところである。

# (2) 平成31年度予算(案)について

平成31年度予算(案)においては、地域における中核機関の整備や市町村計画の策定の取組を推進するため、新たに「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」として

- ・都道府県に対する広域的な観点から管内市町村の体制整備を支援する事業や、
- ・市町村に対する中核機関の立ち上げや先駆的取組を補助

するための事業を創設し、3.2億円を計上したところである。

また、新たに、国において、市町村や中核機関職員(今後中核機関になることを予定している機関を含む。以下同じ。)、都道府県の研修担当者向けの研修を実施するための費用として、0.3億円を計上したところである。

# <成年後見制度利用促進体制整備推進事業>

① 都道府県に対する補助事業

### [事業内容]

広域的な観点から市町村における体制整備を推進するため、都道府県による以下のメニュー事業に対して補助を行う。

体制整備アドバイザーによる広域的な支援体制整備

体制整備アドバイザーを雇い上げ、広域的な地域連携ネットワーク構築に向けた指導・調整、広域的な協議会の設置支援等を行い、地域連携ネットワークの中核機関の整備を推進する。また、都道府県が広域的な観点から実施する専門職団体や家裁等と連携した相談会や先進事例の普及啓発等を行う。

- 市町村職員や中核機関等職員向け都道府県研修
- 市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置

ノウハウに乏しい市町村や中核機関等への助言指導を行うための専門相談窓口 を設置する。

※平成30年度に、老健局において都道府県向けの補助事業として実施していた「成年後見制度利用促進連携・相談体制整備事業(認知症総合戦略推進事業3.3億円の内数)のメニュー

については、本事業において引き続き実施。

[実施主体] 都道府県(都道府県社会福祉協議会等の民間団体に委託可) [補助率] 国1/2、都道府県1/2

# ② 市町村に対する補助事業

[事業内容]

市町村に対する中核機関の立ち上げや先駆的取組に対する補助を行う。

- ・中核機関の立ち上げ支援
  - 中核機関の立ち上げに向けた福祉、司法を含む関係機関による会議や先進地視察等に対して補助を行う。
- ・中核機関における先駆的取組の推進 中核機関における先駆的な取組を推進する。

[実施主体] 市町村(市町村社会福祉協議会等の民間団体に委託可)

〔補助率〕 国1/2、市町村1/2

※このほか、中核機関の先駆的取組に係る調査研究事業(公募。民間のシンクタンク等を想定。)について、平成31年度予算案に計上。

#### (3) 今後の取組方針について

ア 地域連携ネットワークの中核機関の整備と市町村計画策定の推進

基本計画を踏まえ、全国どの地域においても成年後見制度が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において成年後見制度の広報や相談等の機能を担う「中核機関」の整備(※)や、地域の体制整備を計画的に推進するための「市町村計画」の策定を推進していく必要がある。

※ 中核機関については、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるが、まずは、①広報機能や②相談機能の充実が優先されるべきであり、③成年後見制度利用促進機能や④後見人支援機能については、段階的・計画的に整備していくものとして差し支えないことに留意。

市町村におかれては、平成31年度予算(案)に計上した中核機関の立ち上げ支援 や先駆的取組に係る補助事業の積極的な活用をご検討いただき、地域連携ネットワークの中核機関の整備の推進をお願いする。

都道府県におかれては、管内市町村全体の体制整備の推進について広域的な観点

から主導的役割を果たすことが期待される。このため、都道府県においては、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と緊密な連携の下、管内市町村の体制整備の状況を随時把握し、中核機関の設置等についての広域的な調整や、取組が遅れている市町村への個別の支援など、平成31年度予算(案)に盛り込んだ体制整備アドバイザー等の補助事業の活用など、管内市町村の体制整備について広域的観点からの支援をお願いする。

また、都道府県、市町村におかれては、来年度に、新たに、国において中核機関職員や市町村職員、都道府県研修担当者に対する研修を実施予定であるため、関係職員の派遣について、特段のご配慮をお願いする。(詳細は別途連絡予定)

# <研修体系のイメージ(案)>

- ① 基礎研修(前期・年度前半)(対象者:市町村職員+中核機関職員)2~3日程度、全国3ヶ所で実施予定
- ② 応用研修(後期・年度後半)(対象者:中核機関職員) 2~3日程度、全国3ヶ所で実施予定
- ③ 都道府県研修担当者向け研修(対象者:都道府県研修担当者(委託予定先の職員を含む))

1~2日程度、全国1ヶ所で実施予定

※上記については今後変更がありうる。

### イ 基本計画の中間年度における検討について

基本計画の中間年度である平成31年度においては、成年後見制度利用促進専門家会議において、各施策の進捗状況を踏まえて個別課題の整理・検討を行うこととしているので、本会議における議論の状況について、ご留意いただきたい。

# 成年後見制度利用促進基本計画について

# <経緯>

- 〇H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- OH28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促

進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)

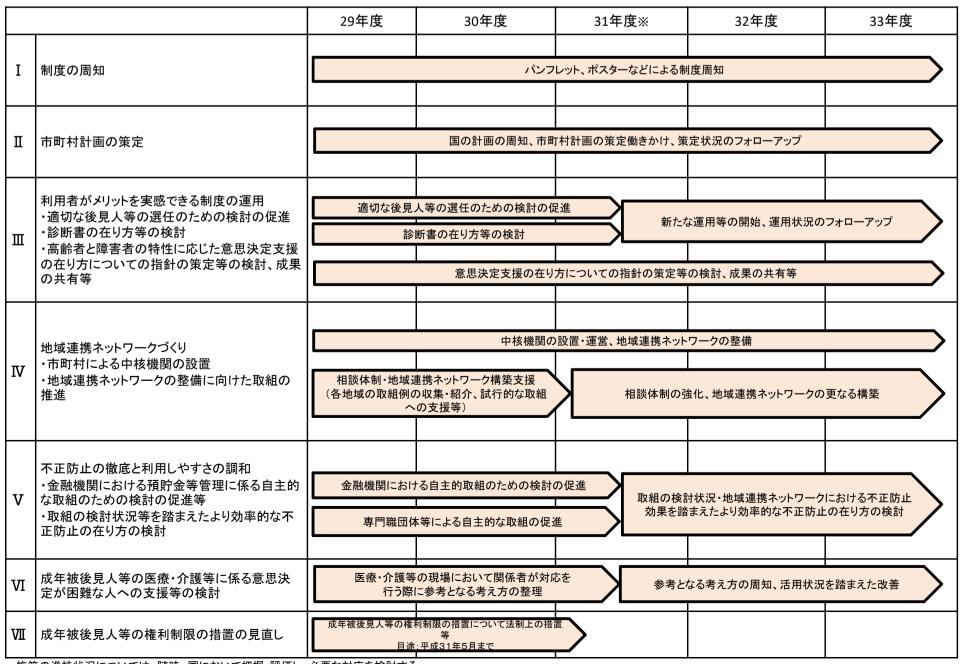
- OH29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- OH29. 1~2 パブリックコメントの実施
- 〇H29.3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

# <計画のポイント>

※計画対象期間: 概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

- (1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
  - ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討
- (2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
  - ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う 「中核機関(センター)」の整備
- (3)不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
  - ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

# 成年後見制度利用促進基本計画の工程表



施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

# 成年後見制度利用促進関係予算(平成31年度予算案)

		社会∙援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の作成		市町村計画策定費の地方交付 税措置(H30年度~)		
利用促進のための地域連携ネットワークの体制整備		市町村における中核機関設置 運営費の地方交付税措置(H30 年度~) (新)成年後見制度利用促進体 制整備推進事業及び研修事業 (3.5億円)		
後見を担う 人材の育成	市民後見人の育成 (養成研修等)		権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保 基金(介護従事者確保分) 82億円の内数)	
	法人後見の実施 (研修、専門職との 連携体制整備等)			法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助 金495億円の内数)
成年後見制度利用経費 (申立費用、後見報酬)の補助			成年後見制度利用支援事業(高齢者) (地域支援事業交付金1,941億円の内数)	成年後見制度利用支援事 業(障害者) (地域生活支援事業費等補助 金495億円の内数)
成年後見制度普及・啓発経費			成年後見制度利用支援事 業(高齢者) (地域支援事業交付金1,941億 円の内数)	成年後見制度普及啓発事 業(障害者) (地域生活支援事業費等補助 金495億円の内数)

# 中核機関が活用できる財源のイメージ

- 〇 中核機関の運営費は、平成30年度から措置された普通交付税措置のほか、広報啓発、市民後 見人育成、法人後見研修等の経費について、既存の補助制度の活用が可能。
- 平成31年度予算案において、上記に加えて以下を計上。
  - ・中核機関の立ち上げに向けた支援(会議費、先進地視察等)
  - ・中核機関における先駆的取組の推進

# 中核機関

# 広報•啓発

(高齢者)成年後見制度利用支 援事業(地域支援事業費交付金) (障害者)成年後見制度普及啓発事業(地域生活支援事業費等補助金)

# 市民後見人の育成

権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金)

# 法人後見研修等

法人後見支援事業(地域生活 支援事業費等補助金)

# 交付税

(標準団体10万人規模:約307万円) ※中核機関設置運営費及び市町村計画策定費

平成31年度予算案において、上記に加えて以下を計上。

- ・中核機関の立ち上げに向けた支援(会議費、先進地視察等)
- ・中核機関における先駆的取組の推進

# 都道府県の役割(市町村への広域的支援)

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

(中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援)

管内市町村の 体制整備状況 の把握 家庭裁判所や県社 会福祉協議会、専門 職団体等との 打ち合わせ

市町村向け会議の開催等 (管内市町村の取組状況の共有、都道府県全体の取組方針の伝達等)

中核機関整備や市町村計画策定に向けた具体的検討

家裁支部単位 での連絡会議 の開催 広域設置が 考えられる 自治体間での 勉強会開催 検討が進まない自治体への 個別の助言・ 指導

- ※ 家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体等と連携
- ※ 連絡会議への参加等により、検討状況を継続的に把握し、中核機関整備や市 町村計画策定に向けた必要な助言等を実施

(その他の広域的支援)

市町村や中核機関 への専門的助言 (家裁や専門職団体と の連携を含む)

担い手確保や市町村職員等の資質向上

市民後 見人の 養成 推進

ı

ı

ı

ı

ı

ı

I

法人後 見の立 ち上げ 推進

市町村職員や 中核機関職員等 の研修

# 第8 地域福祉の推進等について

# 1 地域福祉の推進について

(1) 地域福祉(支援) 計画について

# ア 計画の策定状況について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画(以下「地域福祉(支援)計画」という。)は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。平成30年4月1日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は75.6%である。市区部、町村部別にみると、市区は90.9%であるのに対し、町村部では62.1%に留まっており、約1.5倍の差が生じている。また、都道府県地域福祉支援計画の策定率は91.5%となっている。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成 29 年 12 月 12 日付け子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の「第 3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において、計画に盛り込むべき事項として、「包括的な支援体制の整備(への支援)」をお示ししているが、社会福祉法(以下「法」という。)第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業(包括的な支援体制の整備)を「実施している」又は「実施予定」の市町村は 674 市町村であり、このうち 52.5%にあたる 354 市町村が当該事項を盛り込んでいる状況にあり、都道府県では、48.9%にあたる 23 都道府県が当該事項を盛り込んでいる。

さらに、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成26年3月に、地域福祉 計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握や他の地域福祉施策や 社会資源との連携などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、都道府県では66.0%、市町村では50.9%の自治体で当該方策を盛り込んでいる状況にある。

平成30年4月から施行されている改正社会福祉法により、地域福祉(支援)計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体におかれては、地域福祉(支援)計画の策定に努められたい。

また、法第10条第1項において、地域福祉(支援)計画に盛り込むべき事項として5項目(①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合))が掲げられており、法が定める地域福祉計画として認められるためには、これらの5項目の全てを定めることが必要であり、全てを定めていない自治体においては、記載内容を追加されたい。

都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインにおいては、地域福祉(支援)計画に盛り込むべき事項として上記5つの項目のそれぞれの事項ごとに取り組むべき事項を例示しているところであるが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法(平成21年法律第50号)に基づく、「消費者見守りネットワーク」(消費者安全確保地域協議会)による取組は、高齢者の権利擁護に資するものであると考えられるため、このような取組についても、地域福祉(支援)計画に盛り込んでいただきたい。

(参考) 地域福祉計画策定状況等調査結果

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/seikatsuh
ogo/c-fukushi/index.html

### イ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉(支援)計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体

の取組状況を公表しているところであるが、本年も4月を目途に調査を実施する 予定であるので、引き続きご協力願いたい。

# (2) 民生委員について

ア 平成31(2019)年度における一斉改選について

現任の民生委員については、2019年12月1日に一斉改選を迎えることとなる。次期一斉改選に向けては、各自治体において、

- ・ 定数に関する市区町村に対する意見聴取
- 定数の見直し、定数条例の改正
- 次期民生委員候補者の推薦事務
- ・ 委嘱・解嘱、特別表彰に係る事務

等の事務処理が必要となる。

現時点でのスケジュールについては、以下を予定しているので、各自治体におかれては、次期一斉改選を円滑に行うため、関係通知を踏まえつつ、事務に遺漏のないよう、万全を期されたい。

なお、東日本大震災の被災地については、避難生活の長期化等の状況に鑑み、被災地の実情を踏まえた弾力的な一斉改選事務が行われるよう、平成31年1月7日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「被災地における次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について」を発出しているので、参照していただくとともに、地域の民生委員協議会とも十分に意思疎通を図られたい。

# (参考) 平成31年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール (案)

業務内容	H31 スケジュー ル	H28 実績
①物品発送時期・発送先等に係る事務連絡 (厚労省⇒自治体)	7月下旬	8月24日
②定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体⇒厚生局)	8月30日	8月30日
③民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名 簿の提出(自治体⇒厚生局)	9月30日	9月30日

④委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚労省⇒自治体)	10 月上旬	11 月上旬
⑤徽章発送 (厚労省⇒自治体)	10 月下旬	11月中旬
⑥一斉改選	12月1日	12月1日
⑦改選結果報告 (厚生局⇒厚労省)	12 月中旬	12月9日
⑧プレスリリース (厚労省)	12 月下旬	1月16日

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任(一 斉改選及び随時)に係る調書等の提出について」(平成25年2月27日雇児育発0227 第1号、社援地発0227第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社 会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

### イ 民生委員に期待される役割

平成29年度には制度創設100周年を迎えたところであり、ますます民生委員の役割は重要となっている。

このような中、地域においては、少子高齢化、人口減少、地域における関係性の希薄化など様々な課題が生じている。

その中で、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困 窮者などが増加しており、地域においては、社会的孤立の防止が大きな課題となっ ており、第3にあるとおり、「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制 の構築を推進している。

また、生活困窮者自立支援制度では、生活困窮の状態にある方々をいかに早期に 把握し、早期に支援につなげるかが取組を進める上での重要なポイントの一つで ある。

こうした施策を展開していく上で、地域の実情に精通し、住民の立場に立って相談支援を行い、行政機関との架け橋の役割も担っている民生委員に期待される役割が大きくなっている。例えば、相談窓口にたどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が生活困窮者自立支援制度をはじめとする諸施策において求められる役割などについて、十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願

いしたい。

# ウ 民生委員活動への支援について

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の 民生委員活動の負担増加、少子高齢化の進行などを背景とした民生委員活動の一 層の活性化の必要性など、地域における民生委員の役割の重要性を考慮し、平成 28 年度に1人当たりの活動費(実費弁償に要する費用)の増額を、平成29 年度に は、地区民生委員協議会が民生委員活動を支援する体制の強化を図るため、協議会 活動推進費の増額を図った。

民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、対応をお願いしたい。

また、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、一部の自治体においては、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫による取組についても実施、検討いただくなど、特段のご配慮をお願いしたい。

また、民生委員法第10条において、民生委員には給与を支給しないものとされており、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員への実費弁償費について講じているものである。なお、実費弁償費に係る所得税の取扱については、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達28-8に「地方自治法第203条の2第3項((報酬及び費用弁償費))の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならないものであるので、ご留意いただきたい。

# エ 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に関して、過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動の基本ともなる要援護者の情報が適切に提供されていない との指摘があることを受け、平成24年に「自治体から民生委員・児童委員への 個人情報の提供に関する事例集について」(平成24年7月17日付事務連絡)を 発出しているので、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取り 扱いについてご配慮願いたい。

また、昨年、個人情報保護委員会事務局が、「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」を更新し、民生委員・児童委員への個人情報の提供に関して、従来からの考え方を明確化しており、これについて各自治体の個人情報保護担当課に対し事務連絡を発出している。当該Q&Aについては、個人情報保護委員会ホームページにおいても公表されているので、参照されたい。

# オ 不動産登記法第70条第3項の運用における民生委員・児童委員の不在証明について

いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達 等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消の登記の申請の登記義務者の 所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居 住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証 明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないことと されている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成29年10月20日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二 課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、② の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したもの ではないということが改めて周知がされているので、御承知置きいただきたい。

### カ 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がかかることがなく実

施される体制となるよう、各自治体におかれては、平時より、防災担当部局と連携 して対応いただきたい。

# (3) 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、育児、介護、障害、貧困等、同時に直面する世帯や、一つの世帯の中で複合化・複雑化した課題を有する等、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するため、社会福祉法人制度改革においても、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組をお願いしたい。

また、近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。災害ボランティアセンターについては、内閣府防災担当から「防災における NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」等が示されているところであるが、社会福祉協議会が設置・運営に携わることが一般的となっていることから、各自治体におかれては、防災担当部署との十分連携のうえ、災害時における災害ボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担、情報共有など、災害時のボランティアセンターの運営について、円滑に実施できるよう、平時からの事前準備に努められたい。

### (4)被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災、熊本地震及び平成30年7月豪雨による応急仮設住宅等に入居する被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進するため、平成31年度予算案においても、必要な予算額を計上したところである。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している 状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進 に努めるとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接な連携 ・役割分担を図って、いただきたい。

また、これまでは大規模災害発生に応じて事業化を図ってきたが、一般事業化することとしたところである。これにより発災時に、自治体が速やかに事業実施できる仕組みとしたところであるので、ご留意いただきたい。

# (参考) 平成 31 年度予算案

- ・東日本大震災関係 復興庁所管「被災者支援総合交付金」177億円の内数
- ・被災者見守り・相談支援事業 生活困窮者就労準備支援事業費補助金 11.5 億円

# (5) ひきこもり対策について

# ア ひきこもり対策推進事業について

平成 21 年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を各都道府県、指定都市への整備を進めてきた結果、平成 30 年4月に全ての都道府県、指定都市 (67 自治体) に設置されるに至った。

平成30年度からは、市町村におけるひきこもり支援を充実させるため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業において、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業や、ひきこもり支援のノウハウを蓄積しているひきこもり地域支援センターによるひきこもり支援関係機関及び市町村へのバックアップ機能を強化する事業を盛り込んでしている。

また、平成25年度より、本人や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」(ひきこもりを抱える家族等の当事者(ピアサポート)等含む)を養成し、派遣する事業を行っているところであるが、平成30年度からは、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点(居場所、相談窓口)づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する事業への拡充を図っている。

各自治体におかれては、これらの事業を活用するなど、ひきこもり状態にある 方にとってより身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化していただくよ う、積極的な取組をお願いしたい。 なお、本事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に運営委託を可能としていることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いする。

# イ 生活困窮者自立支援制度との連携について

ひきこもりの問題については、ひきこもりの状態にある本人(以下「本人」という。)が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化に繋がっていることが考えられる。

生活困窮者自立支援制度については、生活保護受給に至る前の段階にある生活 困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労 支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行うものであるが、ひきこ もりの状態にある者については、既に生活困窮の状態にある場合もあれば、現に 生活困窮の状態に至っていなくとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥 るリスクの高い者も含まれる。

ついては、各自治体において生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センターとの連携を図っていただくとともに、地域の社会資源との密接な連携・協力を行い、積極的なネットワークの構築をお願いする。

また、ひきこもりの問題は、人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決できないものであり、本人や家族からの傾聴や地域での見守り等も必要不可欠であることから、ひきこもり状態に関して、現場での多くの経験を有し、全国的な当事者団体である「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」(地域ごとの支部を含む。)等とも連携、協力していただくようお願いする。

※ 平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域 福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との 連携について」

### (6) 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上や自殺の悩み、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24 時間 365 日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援など行い、具体的な問題解決につなげることを目的とした事業である。

平成 30 年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているところであるが、平成 31 年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、事業実施者については、改めて公募・選定する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者 自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、 本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保され るよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域 福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

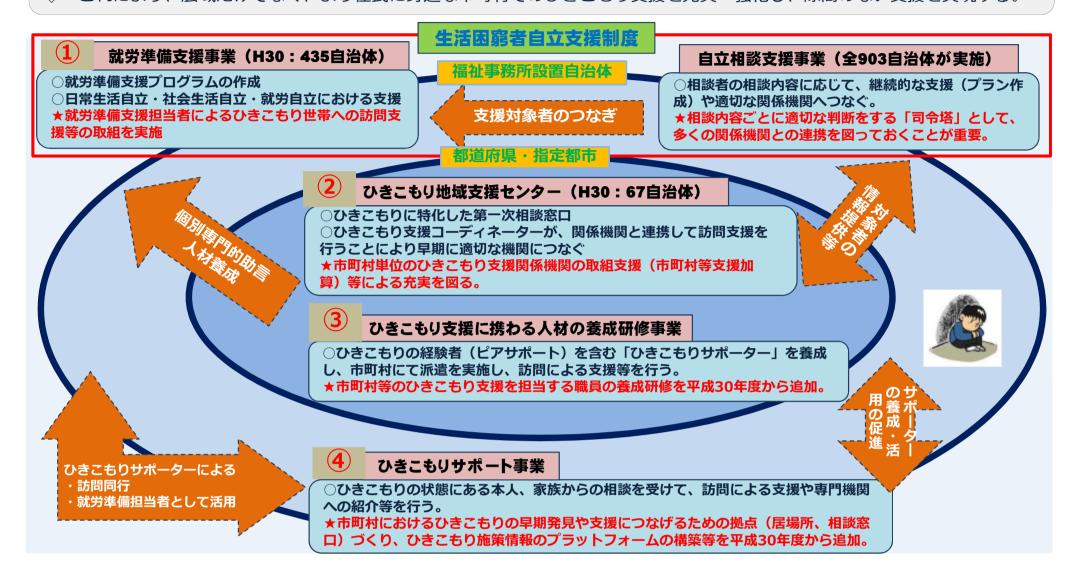
平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困 窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

# 市町村におけるひきこもり支援の全体像

【地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業、ひきこもり対策推進事業】

# 平成31年度予算額(案):生活困窮者自立支援制度関係予算438億円の内数

- ◇ 福祉事務所設置自治体単位で実施する就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を行うとともに、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化(広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等)を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。

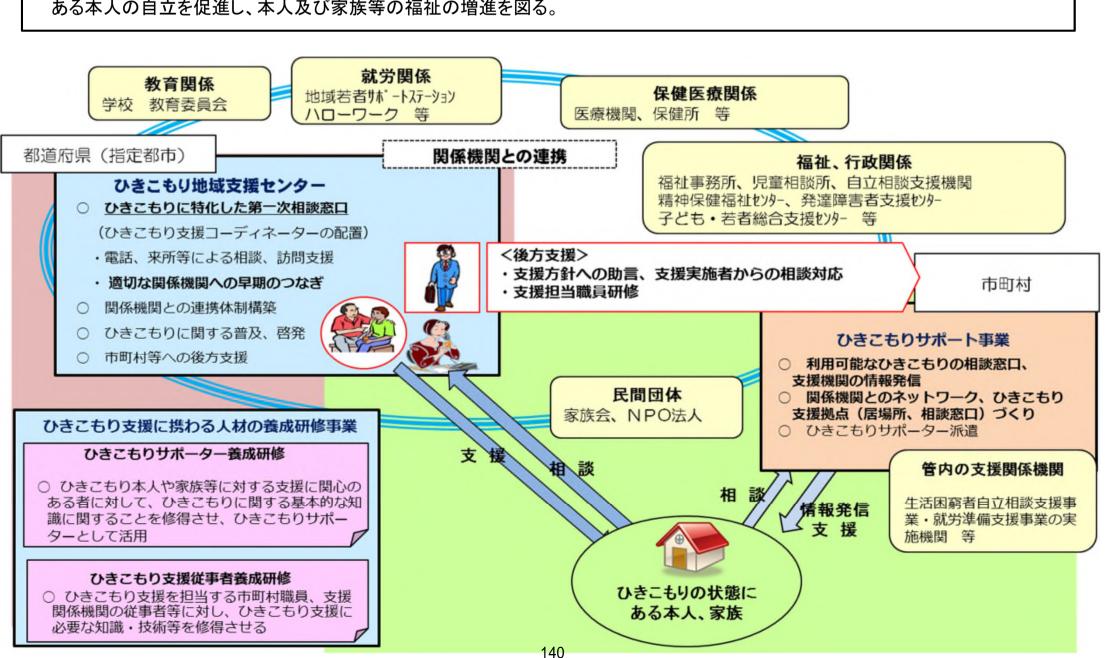


# ○ひきこもり対策推進事業

# 平成31年度予算額(案):生活困窮者自立支援制度関係予算438億円の内数

# 【概要】

○ ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。



# 被災者見守り・相談支援事業について

平成31年度予算額(案) 11.5億円 (平成30年度予算 7.5億円)

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。 このような被災者が、応急仮設住宅に入居する期間、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活 上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

# 都道府県センター(事業所)

◆総括生活支援相談員等を配置

各市町村センターの支援 (研修実施、アドバイザー派遣等)



連携・協力

•専門職団体

【実施主体】

4~5年目

10/10とする。

6年目以降

- (県社会福祉士会、県ケアマネ協会、 県介護福祉士会、県弁護士会等)
- ·主要NPO等民間支援団体 等

都道府県、市町村 等(委託可)

※なお、経過措置として、熊本地震につい

ては、平成32年度までの間、補助率は

【補 助 率】 1/2(※)

※特定非常災害の場合

発災年度を含み3年

# 関係支援機関

- •生活困窮者自立支援機関
- ・地域包括支援センター
- •在宅支援診療所
- ・こころのケアセンター
- •地域生活支援拠点 (障がい者)
- ・デイサービス事業所
- ・保育所、こども園
- ・ハローワーク 等

# 市町村センター(事業所)

◆主任生活支援相談員、生活支援相談員、生活支援補助員 (地域住民等)等を配置

支援

- ・見守り安否確認
- ・相談の受付
- ・各専門支援機関へのつなぎ
- ・コミュニティづくり

等



連携・協力

•社会福祉法人

- ·NPO等民間支援団体
- ボランティア団体
- ·民生委員·児童委員
- •自治会

10/10

3/4

1/2

# 見守り相談支援等



つなぎ

高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世帯等

仮設住宅

みなし仮設



# 141

# 2 矯正施設退所者の地域生活定着支援について (総務課)

地域生活定着促進事業は、刑又は保護処分の執行のため矯正施設(刑務所、少年院等) に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉的支援を受ける必要 がある人等に対する支援事業として、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正 施設収容中から、福祉関係者等と連携して、福祉的支援を受けられるよう取組を行うも のであり、この事業は創設以来10年が経過し、関係者の努力により定着してきている。

本事業については、再犯防止推進法に基づき平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画も踏まえ、平成30年度において、矯正施設や福祉関係者等との連携を強化するために一定の充実を図った。

一方、本事業の取組み状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、平成30年度と同様、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定することとしている。

国庫補助協議に当たっては、再犯防止推進法において地方公共団体の責務等が定められ、都道府県等における地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされたこと(同法第4条第2項、第8条、第24条)を踏まえ、その策定又は検討の状況(特に本事業に関する事項)を把握する予定である。

そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要であり、各都道府県においては、事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査していただくとともに、既存の福祉的支援との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施をお願いしたい。

なお、本事業については、委託を可能としているところであるが、再犯防止推進計画も踏まえ、今後も一層着実な実施を図るためには、事業の支援の質、積み上げてきた信頼関係の継続性を確保することや、支援に係る従事者を育成していくことが重要である。このため、委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても配意されたい。

# (参考1) 平成31年度(案)の概要

「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として実施

・実施主体: 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)

補助率:定額補助(3/4相当)

・補助基準額: 基礎事業費、コーディネート業務及びフォローアップ

の業務の業務件数に応じた事業費

# (参考2) 再犯防止推進法(抜粋)

- 第4条第2項 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適 切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策 定し、及び実施する責務を有する。
- 第8条第1項 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又 は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項にお いて「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
  - 第2項 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 第 24 条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

#### (参考3) 再犯防止推進計画(抜粋)

○ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等 法務省及び厚生労働省は、<u>矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る</u>。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、<u>矯正施設、保護観察所及び地域の保</u>を原本福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、<u>矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る</u>。【法務省、厚生労働省】

# 第9 社会福祉の基盤整備について (福祉基盤課)

# 1 社会福祉施設等の防災・減災対策について

# (1) 社会福祉施設等の耐震化等関係予算について

昨年は、平成30年7月豪雨や台風21号、北海道胆振東部地震など、多くの自然災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、インフラの毀損による二次被害が生じた。

このことを踏まえ、政府においては、国民の生活・経済に欠かせない重要インフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、昨年、重要インフラ等の機能維持の観点から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」」(平成30年12月14日閣議決定)を取りまとめている。(官邸ホームページ: https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html 参照)

この緊急対策において、社会福祉施設等については、建物・ブロック塀の倒壊や電力のブラックアウト等の発生リスクを踏まえ、緊急的に耐震化整備・ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を行うこととし、平成30年度第2次補正予算(案)及び平成31年度予算(案)において、所要の財源を確保したところである。

また、独立行政法人福祉医療機構による耐震化等の優遇融資についても引き続き実施することとしている。

以上を踏まえ、各都道府県、指定都市、中核市(以下「都道府県等」という。)に おかれては、これらの予算等を有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化 を着実に進めて頂きたい。

# (参考1)

(社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等)

平成30年度第2次補正予算(案) 172億円 平成31年度予算(案) 343億円

・児童福祉施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に加え、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設(入所)		
融資率	(通 常) 70~80% → (耐震化・スプリンクラー等) 95%		
	(高台移転)95%		
利率優遇	(耐震化・スプリンクラー等) 基準金利同率 (措置期間中無利子)		
	(高台移転)無利子		

<sup>※</sup> 高台移転に係る二重ローン対策(返済猶予や償還期間延長等)も実施

# (2) 社会福祉施設等の耐震化状況等について

社会福祉施設等の耐震化状況については、昨年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果(厚生労働省ホームページ:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照) によれば、平成29年3月時点の耐震化率は90.3% (20.0万棟/22.2万棟) であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

※ なお、次回調査については、平成 30 年度末時点について調査する予定であるので、引き 続きご協力をお願いする。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記(※)するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設や津波による被害が想定される施設等の把握(対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化等に向けた課題など)に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度等の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化等の整備を進めていただきたい。

※ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」においては、社会福祉施設等の耐震 化率について、2020年度までに約95%まで向上させることを達成目標としている。

# (3) 社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成27年8月20日付27文施施企第19号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発0820第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第44号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。)により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年5月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知)を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を

踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町 村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

# (4) 災害福祉支援ネットワークについて

災害福祉支援ネットワークについては、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークとして、現在までのところ、24 都府県においてネットワークが構築されている。

近年の災害では、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進む中、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている 状況にある。

また、7月豪雨の際には、岡山県内の避難所において、6府県の災害派遣福祉チームが、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げて頂いたところであるが、今後の南海トラフ地震等大規模災害の発生を踏まえれば、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、このような都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことが喫緊の課題となっている。

こうした観点から、厚生労働省においては、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ、周知を図る観点から、昨年5月に「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」(平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知)を策定するとともに、「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業)を通じて、各都道府県におけるネットワーク構築やチームの構成員に対する訓練等の経費について補助を行っている。

災害福祉支援ネットワークの構築に向け、全ての都道府県において何らかの検討は 行われている状況と伺っているが、各都道府県におかれては、ガイドラインも参考と しつつ、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調 整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等具体的取組の一層の促進をお願 いしたい。

### 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体:都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率:定額補助(次の(1)及び(2)の事業それぞれ上限150万円)
- 事業内容:
  - (1) 基本事業
    - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
    - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
    - ③ ネットワークの普及・啓発
    - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等
    - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり
  - (2) 体制強化事業(1回限り)
    - ① 災害時において社会福祉施設等の被災状況の一元的な集約、福祉支援チームの派遣調整等を行う「後方支援チーム」の役割の検討
    - ② 「後方支援チーム」の立ち上げ支援
    - ③ 管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築

# (5) 感染症の予防対策について

ア 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成30年11月27日付け厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)に沿って、適切な対応をお願いしたい。

イ 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種(予防接種)対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務

継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

### (参考)

- ○厚生労働省ホームページ
  - 平成30年度 今冬のインフルエンザ総合対策について http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/
  - ・インフルエンザの基礎知識 http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html
  - ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/d1/tebiki25.pdf
  - ・インフルエンザQ&A(平成 30 年度) http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html
  - 啓発ツール

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html

- ・高齢者向けリーフレット http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/kenkou/kekkakukansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf
- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/tokutei-sesshu.html
- ○国立感染症研究所ホームページ
  - http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
- ウ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いしたい。

### 《参照通知等》

「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防対策について」

(平成30年12月14日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止 策の一層の徹底について」

(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤 課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・ まん延防止策の一層の徹底について」

(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、 社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

「ノロウイルスに関するQ&A」(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」

(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」

(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

• 「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」

(平成27年6月22日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、 社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」

(平成 29 年 6 月 16 日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」

(平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)

・C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成26年7月改訂)

http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa\_s.html

・B型肝炎について(一般的なQ&A)(平成26年7月改訂)

http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bga s.html

・肝炎の予防に関する情報

http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html

- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
- ・「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」

(平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、 社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

# 2 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業(通称「WAM NE T」)、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

# (1) 福祉貸付事業について

1) 平成31年度予算(案)の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を 実施しているところである。

平成31年度予算(案)においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」 等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要 に対応しうる事業規模としたところである。(下記ア参照)

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、優遇融資等を実施する予定であるので、管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。 (下記イ参照)

なお、平成31年度における福祉貸付事業の具体的な取扱方針、貸付事務手続等に 関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で本年3月に開催される予 定(別途機構から通知予定)であるので積極的な参加をお願いしたい。

ア 貸付規模 資金交付額3,168億円(うち福祉貸付分2,015億円)

イ 貸付条件の改善内容

## ① 新規事項

- 津波対策としての高台移転整備等に係る融資条件の優遇措置の再編(防災
  - ・減災等に係る融資条件の優遇措置の創設)
  - \* 現行の優遇融資を再編し、防災・減災等に係る融資条件の優遇融資を創

設する

- \* 耐震化整備等を伴う補助事業については、貸付利率を基準金利と同率、 据置期間中を無利子とし、優遇期間を恒久化
- 働き方改革に資する I C T・介護ロボット等の導入に係る融資対象の追加 \* 介護医療院を融資対象に追加
- 社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充
  - \* 会計監査人の導入費用等について、貸付利率を優遇 (融資率:90%、貸付利率:基準金利+0.3%)

### ② 継続事項

- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置
  - \* 優遇期間を平成 31 年度まで延長(融資率: 75~80%,貸付利率: 基準金利~基準金利+0.1%)

### 2) 協調融資制度

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成 20 年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。協調融資制度を通じて民間金融機関の参入を促し、借り手側にとっても機構融資では対応できない資金ニーズにも対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、福祉施設の設置に関する公募を行う際、資金の借入先に必ずしも機構融資 が必要となるものではないのでご留意願いたい。

### (2) 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設等の経営者及び地方公共団体等に対し、公的な立場から経営に関わる情報や有益な知見の提供をしている。また、経営状況の診断を行い、福祉サービスを安定的かつ効率的に提供できる経営基盤の強化を支援するための事業である。

新たに事業を開始した社会福祉法人等については、当該事業を活用し早期に経営の

安定化を図ることも可能であるので、当該事業の周知をお願いしたい。

なお、社会福祉法人等の経営状況の分析やアンケート調査の実施結果に関するレポートを次のサイトにおいて無料で公開しており、あわせて活用願いたい。

機構ホームページ

https://hp. wam. go. jp/hp/cat/keieisupport/

· WAM NET

http://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open

# (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成31年度予算(案)

276億円(国庫補助額)

• 給付予定人員

83,796人

• 給付総額

1,204億円

### イ 都道府県補助金等について

社会福祉施設職員等退職手当共済(以下「退職手当共済」という。)事業は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成30年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、退職金の支給は年度当初に需要が発生することから、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、退職手当共済制度の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在 として、これまでも機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府 県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府 県におかれては、引き続き連携を図りながらの対応をお願いしたい。

#### ウ 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の 社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

# (4) 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

当該事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであり活用願いたい。 (https://www.wam.go.jp/)

# 第10 地方改善事業等について

# (1) 地方改善事業の実施について

# ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付厚生労働省発社援第0829002号厚生労働省事務次官通知)に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を行っているところである。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、館内市町村に対し、引き続き本事業への積極的な取り組みについて周知願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないようご配慮願いたい。

なお、隣保館の所管が厚生労働関係部局以外の部局である自治体においては、本 会議等において提供される隣保館に関する情報が確実に共有されるよう、関係部 局間の連携にご配慮願いたい。

# (ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対し周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速や かに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

#### (イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、社会福祉法による諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

#### イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

平成30年9月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成29年

3 月時点での隣保館の耐震化率は 68.1%となっており、社会福祉施設の中でも著しく低いものとなっているところである。

隣保館の多くは、昭和 30 年から 50 年代に建設されているため、旧耐震基準に 則った構造になっているなど、耐震化に課題を抱えている館が多いことから、近年 の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成 30 年 12 月 14 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に、隣保館の耐震化対策等について盛 り込み、改築や大規模修繕等による耐震化整備 (2020 年度までの 3 カ年) 及び倒壊、破損等を防止するためのブロック塀等の改修整備を集中的に進めていくこと としたところである。

このため、平成30年度第2次補正予算案において、隣保館の耐震化整備及びブロック塀改修工事等のための経費として3.9億円を確保するとともに、平成31年度予算案においては、上記の緊急対策を含む総額14.7億円を確保したところである。

各自治体におかれては、緊急対策として平成30年度当初予算を大幅に上回る額が計上されている趣旨を踏まえ、関係部局間の連携にご配慮いただくとともに、この機会に積極的な予算の活用に努められたい。

#### 【参考】

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」 <平成30年12月14日閣議決定> (抄)

#### 第2章 取り組む対策

- I. 防災のための重要インフラ等の機能維持
- (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、大規模な土砂災害、火山噴火、地震による住宅、建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、広域にわたる大規模津波等のほか、密集市街地等における大規模火災により多くの人命・財産が失われる事態や、農地・森林等の被害による国土の荒廃に伴い複合災害・二次災害が発生する事態を回避する必要がある。

このため、これらの自然災害による被害を防止・最小化するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

#### 第3章 各項目の主な具体的措置

- I. 防災のための重要インフラ等の機能維持
- (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
  - ・社会福祉施設等に関する緊急対策 「耐震化、ブロック塀等」(厚生労働省)

## 第6章 対策の事業規模

初年度の対策として速やかに着手すべきものについては 2018 年度(平成 30 年度) 第 2 次補正 予算により対応することとし、さらに、2019 年度(平成 31 年度) 当初予算及び 2020 年度(平成 32 年度) 当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

#### ウ 地方改善施設の財産処分について

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の 承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されることから、 財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で情報提供いただきたい。

## (2) アイヌ政策の推進について

政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告(平成21年7月)を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」(座長: 菅義偉内閣官房長官)を設置・開催しているところである(首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照)。

平成30年5月14日に開催されたアイヌ政策推進会議政策推進作業部会の報告において、国における新たなアイヌ政策の構築に向けて、「従来の福祉政策の一部から、地域振興、産業振興、国際交流等を含めた幅広い取組となるよう、立法措置についての検討を加速」することとされ、平成30年12月19日のアイヌ政策推進会議においても、新たな立法措置と、それに伴う交付金制度の創設が示されたところである。

生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場としても、重要な役割を担う施設である。

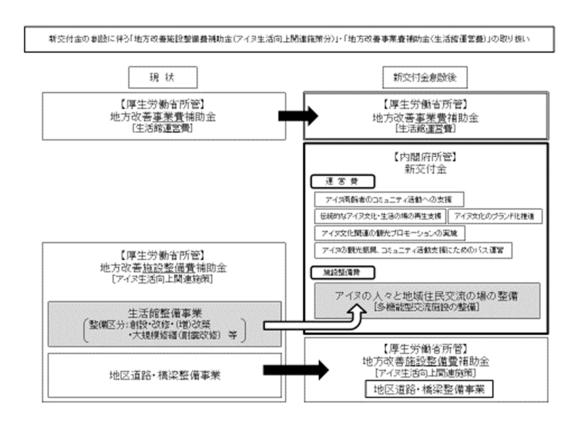
その老朽化等に伴う整備については、これまで、厚生労働省が所管する「地方改善施設整備費補助金」において対応してきたところであるが、平成31年度以降、生活館の整備については、平成31年度予算案に計上された「アイヌ政策推進交付金(仮称)」(内閣府所管)(平成31年度予算案10億円)に移管し、老朽化に伴う耐震改修等を積極的に推進することとしている。

一方、北海道における生活館の整備費以外の、地域住民の生活環境等の改善を図るための整備費(地方改善施設整備費補助金)や、生活館運営費(地方改善事業費補助金)については、引き続き厚生労働省で所管することとなるので、これらの申請等に当たっては遺漏なきよう留意願いたい。

また、アイヌの人々の生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、平成31年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。

各自治体におかれては、アイヌ政策を巡る状況についてご理解の上、本事業に関す

る広報について、特段の配慮をいただくとともに、関係機関への周知についてご協力 いただきたい。



## (3) 関係部局・機関との連携方策について

#### ア 社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成30年4月に改正社会福祉法が施行された ところであり、今後、市町村は、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包 括的な支援体制の整備に努めることとされたところである。

このため、市町村による体制整備の際には、福祉の向上や人権啓発の住民交流の 拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館 等が、関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有してい ることについて、管内市町村に対し周知願いたい。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保 館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みも地域生活課題の一つとし て考えられるため、計画策定にあたっては、こうした視点についても留意するよ う、併せて管内市町村に周知願いたい。

#### イ 関係部局・機関との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体として活用できることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に周知願いたい。

## (4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を実施いただいているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法等の関係法令の施行状況、「アイヌ政策推進会議」における検討状況、隣保館・生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

- (参考) 「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた 全国的見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄
  - ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

#### イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法等の関係法令の施行状況等も踏まえ、特段のご配慮を願い

たい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これ は調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによると ころが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

## (5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、公立施設である隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

## イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」 (平成 28 年法律第 109 号) が成立し、 平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省の ホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館 等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。 ○法務省 HP (同和問題とは)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法 律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する 法律」(平成28年法律第68号)が、平成28年6月3日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省の ホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館 等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP (ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\_00108.html

# 第11 消費生活協同組合の指導・監督について

## 1 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合(消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。)は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、
- 一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員のくらしを 支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援 など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動(以下「組合員活動」)にも積極的 に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与しているところである。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取組を行っているところである。

組合の指導・監督にあたっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費 者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いする。

#### 2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

#### (1)組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国及び都道府県における指導検査結果を見ると、策定すべき規定の未整備、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類の不備、員外利用分量の未把握、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められている。

これらの組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、組合に対する指導・助言をお願いする。

#### (2) 不詳事案について

近年、次のような組合による不詳事案が発生している。

- ・共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事 例、共済の募集人ではない者による共済の募集行為が行われた事例、共済募集人 が契約者の掛金を負担していた事例
- ・購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われ た事例
- ・システム上の操作の誤りや郵便物の宛先と内容物が異なり、組合員の個人情報が漏洩した事例

不詳事案が発生した場合には、発生した原因を明らかにし、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いする。

#### (3) その他

財務状況が悪化している組合等課題を抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配意と必要な助言・指導をお願いする。都道府県としての対応方針に判断がつきかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

## 3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少、少子高齢化、家族や地域社会の変容などにより地域の支え合いが失われつつあり、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が重要な課題となっている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通して地域に助け合いの輪を構築しており、今後、自治体や関係団体等とさらに連携を図り、地域社会の困りごとに対応できるよう、事業や組合員活動を積極的に実施することが期待される。

また、昨年度に引き続き、組合が行う様々な取組の中から、地域福祉の先駆的な取組についての事例集(第二弾)を取りまとめ、都道府県等に配布するとともに、厚生労働省のホームページに掲載したところである。いずれの活動も、組合員同士の顔と顔が見える関係性を生かし、地域の課題を多数の組合員が我が事と捉え、日常的に参加している取組事例である。

各都道府県におかれては、組合の医療や福祉の取組に対する理解を深めると共に、日々のくらしを支えるという組合の意欲に対し、都道府県内の関係部署や関係市町村との連携、協力関係の構築を図るなど、必要な支援をお願いしたい。さらに、お示しした事

例について、今後の取組みの参考としていただくよう併せてお願いする。

#### 4 関係法令等の改正について

(1) 平成31年度税制改正について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置(通常の110%相当額)について、本年3月末までの適用期限とされていたところであるが、平成31年度税制改正の大綱(平成30年12月21日閣議決定)において、当該特例は、適用期限の到来をもって廃止することとされ、平成31年度より、現行法による割増率(10%)に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増を認める経過措置を講じる(※1)こととされた。

また、中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(所得800万円以下の部分について税率15%)は、特例の適用期限から2年延長された(※2)ところであるので、御了知願いたい。

○平成31年度税制改正の大綱(平成30年12月21日閣議決定)抜粋

#### ※1 7 その他の租税特別措置

#### 【廃止・縮減等】

(6) 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成 31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰 入限度額の計算については、現行法による割増率(10%)に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

#### ※2 2 中堅・中小・小規模事業者の支援

#### 【国税】

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

#### (2)消費税の軽減税率制度について

平成31年10月1日から消費税率の引き上げが予定されており、これに伴い消費税の 軽減税率制度が実施される。これにより、飲食料品を取り扱う組合においては、日々の商 品の仕入れや売上げ管理等における適用税率の確認、帳簿・請求書等へ税率を区分して記 載するなど、日々の取引や経理に影響が及ぶこととなる。

制度の円滑な導入に向け、各地の税務署、商工会等による事業者向け説明会や軽減税率

制度に関するパンフレットの送付、個別相談、複数税率対応レジの導入・改修費用の補助 支援策等が行われるとともに、総務省より各都道府県税務主管部長等に対して、制度の広報・周知等の協力依頼がなされているため、通知の内容に基づき、引き続きご協力をお願いする。

## (3)組合役員資格の見直しについて

組合役員の資格については、消費生活協同組合法(以下「生協法」という。)第29条の3第1項第2号において、「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」については、役員となることができないとされているが、平成28年5月13日に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律では、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度については検討を加え、必要な見直しを行うこととされた。これを踏まえ、昨年の通常国会において成年被後見人の権利の制限を見直す関係法律を整備する法律案が提出され、継続審議とされているところである。今後、法律等の改正が行われた場合、円滑な実施が図られるよう具体的な運用について情報提供に努めていくこととしているので、御留意願いたい。

## (4) 消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について

先般、消費生活協同組合法施行規則(以下「施行規則」という。)等の一部が改正され、 本年3月31日より施行することとなっている。

#### ① 第三分野共済の不確実性への対応について

組合において実施している、疾病や傷害を対象として共済金を支払う第三分野共済の共済契約は、長期的な不確実性を有しているといわれており、第三分野の共済リスクに対して確実に共済契約者保護を図るため、施行規則等について所要の改正を行ったところである。

また、これらの改正に伴い、今後、「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」(平成20年3月31日社援発第0331005号)及び「共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について」(平成20年9月3日社援発第0903011号)についても一部改訂を予定しているので御承知おき願いたい。

#### ② 税効果会計基準の改正に伴う表示区分の変更について

組合の会計は生協法第51条の3において、一般に公正妥当と認められる会計の 慣行に従うものとされており、基本的には企業会計の基準に準拠した会計処理を行 うこととしているところである。

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正に伴い、施行規則においても、繰延税金 資産はその他固定資産として、繰延税金負債については固定負債として区分して表 示するよう所要の改正を行ったところである。

また、この改正に伴い、今後、「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」(平成20年3月28日社援地発第0328003号)についても一部改訂を予定しているので御承知おき願いたい。

## 5 災害時の員外利用に係る取扱について

近年、大規模な地震や集中豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取組まれている。

生協法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については利用限度を設け、また、行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合(行政庁の許可不要、利用分量制限なし)(生協法第12条第3項第2号)
- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認 められる期間物品を供給する場合(行政庁の許可必要、利用分量20/100)(施 行規則第11条第1項ホ)

において員外利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与するためにも、改めて適切な運用について御留意願いたい。

#### 6 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されているところである。本年は統一地方選挙及び参議院議員通常選挙が予定されていることから、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

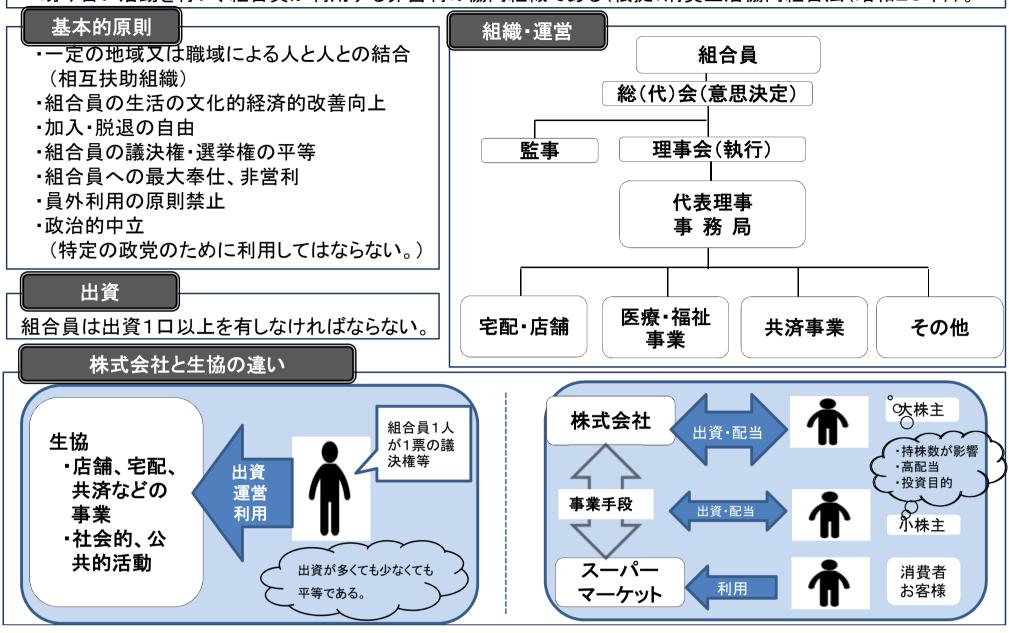
## (参考) 平成31年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

例年、組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする 全国会議を開催しているが、平成31年度も、昨年同様、5月中旬を目処に開催すること を予定しているので、御了知いただきたい。

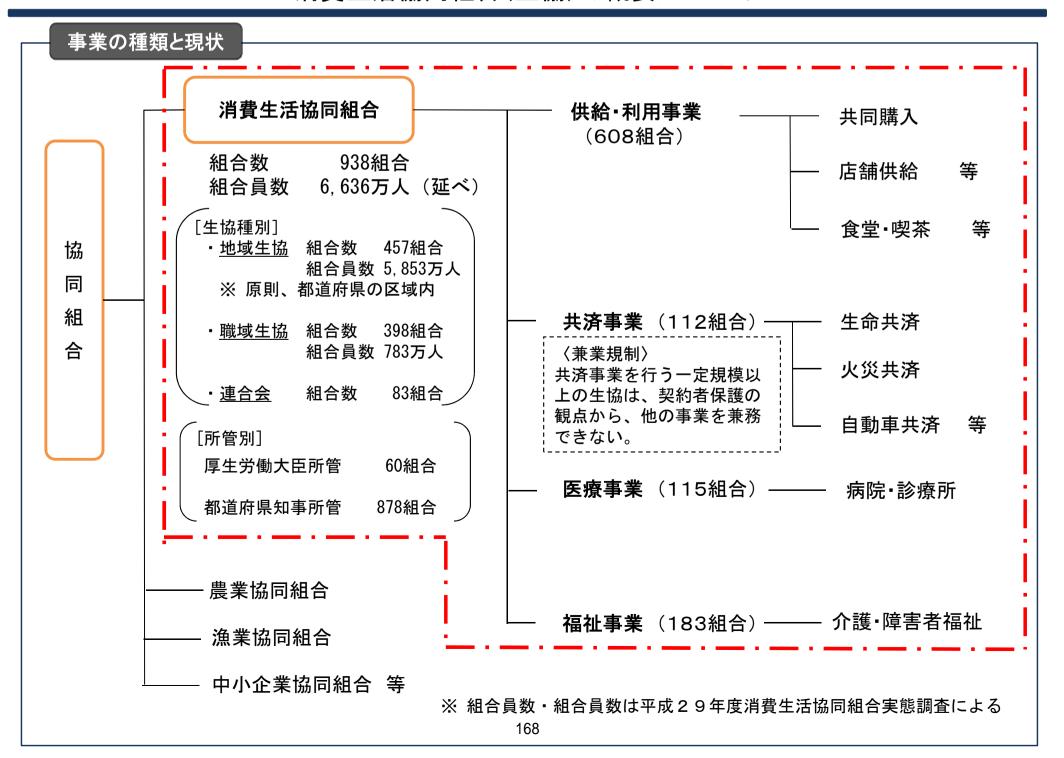
なお、昨年実施した「会計研修会」については、全国会議の開催に併せて実施する予定 としているので、職員の派遣についてご配慮をお願いする。

# 生協とは

〇 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。



消費生活協同組合(生協)の概要について



# 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の段階的縮減

(法人税、法人住民税、事業税)

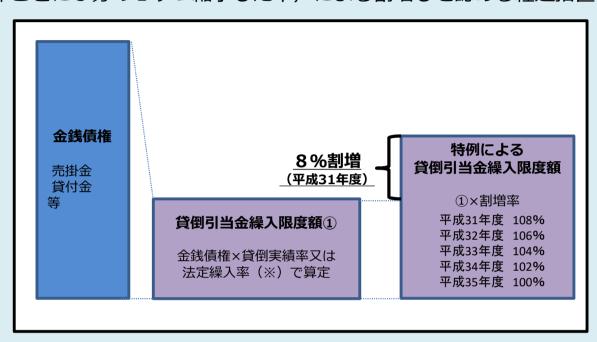
# 1. 大綱の概要

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の割増特例は、適用期限の到来をもって廃止する。

なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

# 2. 制度の内容

出資組合である生活衛生同業組合等の貸倒引当金の特例措置については廃止する。ただし、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、法定繰入率又は貸倒実績率にて算定した貸倒引当金繰入限度額に割増率(10%に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率)による割増しを認める経過措置を講ずる。



# <u>(※)法定繰入率</u>

貸倒実績率を用いず、業種ごとに応じた数値を活用して引当金を 算定する。資本金1億円以下の中 小企業及び事業協同組合等が適用 を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10/1000
製造業	8/1000
金融・保険業	3/1000
割賦販売小売業	13/1000
その他	6/1000

# (予算概要)

# 平成31年度予算(案)の概要

社会・援護局(社会)

平成31年度予算(案)額 平成30年度当初予算額 差 引

3 兆 1 1 億円

3兆75億円

▲ 6 4 億円 (対前年度比率▲0.2%)

復興特別会計分を含む。

# 社会・援護局(社会)における重点項目

1. 生活困窮者自立支援 2. 生活保護

改正法・生活保護基準見直し等の 適切な実施

※改正法は平成30年6月1日成立、同月8日公布 ※基準見直しは平成30年10月1日から3段階施行

4. 自殺対策

自殺総合対策大綱や 座間事件再発防止策 に基づいた取組の推進 く政策の基本コンセプト>

3. 地域共生

地域共生社会の実現に向けた 地域づくりの推進

5. 成年後見制度 の利用促進

> 成年後見制度利用促進 基本計画に基づいた 取組の推進

<福祉基盤(人材)>

6. 福祉·介護人材確保対策

多様な人材の活用、 外国人介護人材への対応等 <福祉基盤(組織)>

7. 社会福祉法人制度

社会福祉法人制度改革の施行

# I 生活困窮者の自立支援の推進

# 1 生活困窮者の自立支援の強化【一部新規】 438億円(432億円)

改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいなど複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進し、生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進する。

# <主な充実内容>

## (1) 子どもの学習・生活支援事業の推進

生活困窮世帯の子どもへの支援を強化するため、これまでの学習支援に加えて、子どもや保護者に生活習慣や育成環境の改善に関する助言を行う取組に対する支援を充実することにより、学習等の支援との一体的実施を促進するなど、子どもの学習・生活支援事業を更に推進する。

## (2)居住支援の推進

一時生活支援事業について、シェルター等における衣食住等の日常生活に必要な支援に加えて、シェルター等退所者や居住に困難を抱え社会的孤立状態にある生活困窮者が地域で継続的・安定的な居住の場を確保できるよう、一定期間、訪問による見守りや生活支援などを行う機能を拡充する。

また、入居に要する初期費用のない住居喪失者等が、一時的な居住先を確保できるよう、借り上げ型シェルターの確保に向けた一層の支援を行う。

## (3) 就労・定着支援体制の充実

生活困窮者のうち、障害のうかがわれる者など専門的な対応が必要となる者に対し、 障害者就業・生活支援センター等のノウハウを活かした就労面・生活面の一体的な支援 を実施し、就労・定着支援の充実を図る。

また、直ちに一般就労が困難な者に対する支援付き就労(就労訓練事業)について、 利用者受入れを促進するための体制整備の強化を図る。

#### (4) 都道府県による市町村支援の充実

都道府県が管内市町村に対して行う市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、 市域を越えたネットワークづくり等への取組を推進するとともに、「支援者専用電話相 談ライン(仮称)」の開設など、支援員に対する相談・助言等を行う体制を構築する。

# 2 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施

1. 2億円(0.6億円)

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

また、地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築する。

## (参考)【平成30年度2次補正予算(案)】

○ 生活困窮者自立支援統計システムの改修

0.5億円

自立相談支援窓口における相談支援内容等の詳細なデータ分析が可能となるよう、 必要な改修を行う。

#### 生活保護制度の適正実施 Π

# 1 保護費負担金

2兆8,508億円(2兆8,637億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国 庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就 労による自立支援の強化等を進める。

生活保護基準については、①平成30年(2018年)10月から3回にわけて段階的に行う見 直しの施行2年目に併せ、②消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経 済情勢を総合的に勘案し改定を行う(②の改定率は+1.9%。ただし、生活扶助本体は軽 減税率を考慮して+1.4%。) (①②ともに 2019 年 10 月実施)。

※ なお、見直し後の生活扶助基準額は、年齢・世帯人員・居住地域によって影響は異なるた め、個々の世帯別の影響も様々である。

# 2 保護施設事務費負担金

297億円(299億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

# 3 生活保護の適正実施【一部新規】 151億円(134億円)

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、生活 習慣病予防等のための健康管理支援事業の試行等を実施する地方自治体の支援を行い、生 活保護の適正実施を推進する。

# (参考)【平成30年度第2次補正予算(案)】

○ 生活保護業務関係システムの改修

12億円

生活保護の適正な実施を推進するため、進学準備給付金創設に伴うマイナンバー情 報連携のための改修など、生活保護業務関係システムの改修費用の補助を行う。

# 4 生活保護指導監査委託費

20億円(19億円)

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。

# Ⅲ 地域共生の実現に向けた地域づくり

## 1 包括的な支援体制の整備の推進

28億円(26億円)

改正社会福祉法(平成 30 年 4 月施行)に基づき、複合化・複雑化した課題を受け止める 包括的な相談支援体制の整備を推進するため、

- ・ 住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組
- ・ 住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり
- ・ 様々な相談機関のネットワーク構築 に係る、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。

# 2 各分野における相談体制の充実

生活困窮者自立相談支援機関における相談支援の実施(前掲)

創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動に対し助成を行う。

- 3 多様な地域の支え合いの再生支援
- (1) NPO等の民間団体が連携・協働しながら実施する地域課題の解決に資する 活動等に対する助成(社会福祉振興助成費補助金) 6. 1億円(6.1億円) 高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して 成長できるよう、NPO等の民間団体が実施する「ニッポン一億総活躍プラン」に即した

(2)地域における自殺対策ゲートキーパーの養成(後掲)

地域自殺対策強化交付金26億円の内数

自殺対策において、早期対応の中心的な役割を果たす「ゲートキーパー」の養成を行う。

# 4 仕事と地域活動の両立促進【新規】

29百万円

労働者が仕事と地域活動を両立しやすい環境整備を図るため、50代労働者の地域活動への 参加を促す民間機関等の取組を促進するとともに、その普及に取り組む。

# IV 自殺総合対策の更なる推進

31.4億円(30.8億円)

## 1 地域自殺対策強化交付金

26.3億円(26億円)

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、若者が日常的に利用するSNS等を活用した相談・支援を強化するとともに、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制を構築する。

# 2 地域自殺対策推進センターへの支援等 5.1億円(4.8億円)

地域自殺対策推進センターが管内市町村における自殺対策を支援できるよう運営費を 確保するとともに、自殺総合対策推進センターによる地域自殺対策推進センター等への 支援により、地域における自殺対策を効果的に推進する。

# V 成年後見制度の利用促進

1 成年後見制度の利用促進の体制整備の推進【新規】 3.5億円

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、認知症施策・障害者施策と連携を図りつつ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における先駆的な取組を推進する。

また、国において、中核機関や市町村職員等に対する研修を実施する。

 2 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)82億円(60億円)の内数 地域支援事業交付金1,941億円(1,988億円)の内数 地域生活支援事業費等補助金495億円(493億円)の内数

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を実施する。

# VI 福祉・介護人材確保対策の推進

29億円(13億円)

# 1 福祉・介護人材確保対策の推進

18億円(10億円)

(1)地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)82億円(60億円)の内数 <老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施、介護入門者の更なるステップアップや現任職員のキャリアアップ支援など、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

## (2)介護職機能分化や多職種チームケア等の推進【新規】

6億円

介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や介護助手等多様な人材によるチームケアの実践等を通じて、介護人材の参入環境の整備を推進する。

(3)介護の仕事の魅力等に関する全国的なPR活動の推進

6.8億円(3.7億円)

介護の仕事の魅力・社会的評価の向上を図り、介護分野への参入を促進するため、 関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催な ど、全国で多様な人材の確保・育成に向けたPR活動を推進する。

(4) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

5億円(6.2億円)

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護 人材確保対策を推進する。

# 2 外国人介護人材の受入環境の整備等

11億円(2.7億円)

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備【新規】

9.1億円

新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

- ① 介護の技能水準を評価するための試験等の実施 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の 技能水準を評価するための試験等を実施する。
- ② 介護技能向上のための研修の実施 地域の中核的な受入施設等において、介護技能向上のための研修を実施する。
- ③ 介護の日本語学習環境の整備 WEBコンテンツの開発・運用、日本語テキストの作成・配布等により、介護の 日本語学習を自律的に行うための環境整備を行う。
- ④ 介護に関する相談支援等の実施

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護業務の悩み等に関する相談支援や巡回訪問等を行う。

- (2) 経済連携協定(EPA)などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援
  - ① 外国人介護福祉士候補者の受入環境の整備 O. 9億円(O. 8億円) 経済連携協定(EPA)などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問等を行うとともに、外国人介護福祉士を含め、母国語での相談等に対応する。
  - ② 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援(ア)外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護、 医療的ケアに関する専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行 う。

(イ) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施

1. 3億円(1. 1億円)

受入施設における外国人介護福祉士候補者の継続的な学習支援のため、 集合研修、通信添削指導、資格を取得できなかった候補者に対する帰国後の 学習支援を引き続き実施する。

#### (参考)【平成30年度第2次補正予算(案)】

○ 介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等の確保

4. 2億円

介護福祉士資格の取得や介護職員としての再就職を目指す者に対する修学資金等の貸付を行うための原資等の補助を行う。

# Ⅷ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

303億円(280億円)

# 1 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等

(1) 保護施設等の整備(社会福祉施設等施設整備費)

# 社会福祉施設等施設整備費補助金195億円の内数 (障害保健福祉部にて一括計上)

防災・減災に関する緊急対策を含めた保護施設等の基盤整備の推進のために必要な 経費を補助する。

なお、無料低額宿泊所のうち日常生活の支援が必要な方が多く入居されている施設 の防火対策を推進するため、スプリンクラーの設置等に必要な経費を補助する。

# (2) 隣保館等の整備

15億円(4.5億円)

防災・減災に関する緊急対策を含めた隣保館の基盤整備の推進のために必要な経費 を補助する。

## (参考)【平成30年度第2次補正予算(案)】

○ 隣保館の耐震化整備等に関する緊急対策

3. 9億円

隣保館について、耐震改修整備、ブロック塀の改修整備の緊急対策を実施する。

# 2 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進

12億円(6.3億円)

地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

3 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援 276億円(269億円)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

# 4 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

## (1)貸付枠の確保

資金交付額 3,168億円

・福祉貸付 2,015億円

・医療貸付 1,153億円

## (2) 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

- ① 働き方改革に資するICT・介護ロボット等の導入に係る融資対象の追加
  - 介護医療院を融資対象に追加
- ② 社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充
  - ・ 貸付利率の引き下げ

# Ⅷ その他

1 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 復興庁所管「被災者支援総合交付金」177億円の内数

避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く状況の変化を 踏まえ、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進する。

また、全国を対象に実施している「寄り添い型相談支援事業」と連携し、電話相談により把握した被災者が抱える個々の課題の解決に向け、地域の様々な関係機関との支援ネットワークを構築・活用した包括的な支援等を行う。

2 熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災者に対する見守り・相談支援等の 推進 11億円(7.5億円)

熊本地震及び平成30年7月豪雨により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

3 被災地(福島県)における福祉・介護人材確保対策 2億円(2億円) 福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者 に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施。